

# 海賊版サイト対策検討会議 はなぜ紛糾したか

---

弁護士 森 亮二

# 目次

---

- 事務局による進行の問題
  - 世界42カ国で導入済み？
  - SOPAをスルー
  - 「3000億円」は本当か？
  - 消費者団体の意見
- 法律論—ブロッキングの法制化はなぜダメか
  - 違憲の疑い—内容を工夫してもダメ
  - NTT脅迫電報事件
  - 法益の比較とブロッキングの拡大
  - 海外の法制度との比較
- 検討会議 最終回のこと

はじめに

---



## 海賊版サイト対策検討会議とは

---

- 4月、政府の犯罪対策閣僚会議は「漫画村」「Anitube」「MioMio」の3サイトについて、ブロッキングの対象とするのが「適当」と公表
- 6月、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会の下に「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)」を設置して、海賊版サイト対策についての検討を開始。
- 様々な対策を対象とするとはいうものの、議論の中心はブロッキングの法制化

# 事務局による進行の問題

---



世界42カ国で導入済み？

---



# 「世界42カ国」で導入済み？

「世界42カ国」は、シンプルで強力な立法の根拠となっている。

- 多くの先進国でブロッキングが法制度化されている。



- だから、日本もやるべき。

日本が堂々巡りの議論を続けている間に世界は先に行く。一定の規制を設けながら遮断を法制化した国はすでに40カ国を超える。(中略)9月の中間取りまとめに向け着地点を見いだせなければ、日本はまた世界から取り残される。

日経新聞 2018年8月20日 「ブロッキング混迷の底流 上」

# 「世界42カ国」で導入済み？

2017年9月現在、世界42カ国で導入されている

「EU情報社会指令第8条第3項を反映したもの。EUにおいては、同様に対応している国が多い」

イギリスの法令上の根拠についての説明文

第1回 事務局資料 「(参考)諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況」8頁

2. サイトブロッキングを可能とする法制度について

① 根拠となる法律、条文は何か？

- ・1988年CDPA(以下、「著作権法」とする)第97A条および191JA条
- ・情報社会指令(2001年)第8条3項を実装するために制定

第3回 今村哲也准教授 「英国におけるサイトブロッキング法制とその運用状況について」2頁

# (参考) 諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況

## 導入国

- 2017年9月現在、世界42カ国で導入されている。

イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ロシア、メキシコ、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、イスラエル、オーストラリア等



## 主な運用状況

### イギリス

- 根拠法 イギリス著作権法 第97条のA

EU情報社会指令第8条第3項を反映したもの。EUにおいては、同様に対応している国が多い。

[サービス提供者に対する差止命令]

高等裁判所（スコットランドにおいては民事控訴院）は、サービス提供者が、そのサービスを著作権を侵害するために使用する他の者のことを現実を知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。

⇒ 162の著作権侵害サイトを遮断。

### ドイツ

- 根拠法なし

2015年にドイツ連邦最高裁（BGH）において、ドイツ民法823条、1004条に基づく間接侵害（stöörerhaftung）の概念を適用し、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置の有効性を認容。

⇒ この解釈により、サイトブロッキングの可能性が肯定された。（現時点で適用事例なし）

### オーストラリア

- 根拠法 オーストラリア著作権法 第115A条

[オーストラリア以外のオンライン・ロケーションへのアクセスを提供するサービス提供者に対する差止命令]

差止命令は、サービス提供者が、そのオンライン・ロケーションに対するアクセスを無効にし、適切な措置をとるよう要求するものである。

⇒ 12の著作権侵害サイトを遮断。

1	オーストラリア	著作権法	12	22	英国	著作権、憲法及び特別法	162
2	オーストリア	著作権法	19	23	ブルガリア	著作権及び関連権利に関する法	
3	ベルギー	知的所有権法	15	24	クロアチア	著作権及び関連権利法	
4	デンマーク	著作権法	63	25	キプロス	著作権法	
5	フィンランド	著作権法	2	26	チェコ共和国	著作権法	
6	フランス	知的財産法典	23	27	エストニア	著作権法、商標法	
7	ギリシャ	著作権、関連する権利及び文化的遺産に関する法	2	28	ドイツ	民法	
8	アイスランド	著作権法	2	29	ハンガリー	著作権法	
9	インド	著作権法	数百	30	ラトビア	著作権法	
10	インドネシア	著作権法	215	31	リトアニア	著作権及び関連権利に関する法	
11	アイルランド	著作権及び関連権利法	5	32	ルクセンブルク	著作権、関連権利及びデータベース法	
12	イスラエル	裁判所法	2	33	マルタ	知的財産権の執行（規則）法	
13	イタリア	著作権法、AGCOM規則、刑法	716	34	オランダ	著作権法、隣接権法	
14	韓国	知的財産権保護法（著作権、商標及び関連ネットワーク利用保護及び情報保護法）	403	35	スロバキア	著作権法	
15	マレーシア	著作権及びマルチメディア法	59	36	スロベニア	著作権及び関連権利法	
16	ノルウェー	著作権法	15	37	スウェーデン	文学的及び芸術的著作物に係る著作権に関する法	2
17	ポルトガル	著作権及び関連権利法	864	38	タイ	コンピュータ犯罪法	
18	ルーマニア	電子通信に関する法		39	アルゼンチン	著作権法	1
19	ロシア	民法、インターネット法	160	40	メキシコ	著作権法	1
20	シンガポール	著作権法	1	41	リヒテンシュタイン	違法コンテンツ削除のための禁止命令による救済を認める法	
21	スペイン	著作権法	27	42	ポーランド	EU情報社会指令第8条第3項	

アメリカについては、サイトブロッキングは導入されていないが、IP推進法の下で、ドメインの没収凍結を行う形で対応。

■ 根拠法  
■ フロッキング実施（赤字はサイト側）  
※上表記載の国は必ずしも根拠法あり

# 「世界42カ国」で導入済み？

	国名	実績
1	オーストリア	1
2	ベルギー	15
3	デンマーク	63
4	フィンランド	2
5	フランス	23
6	ギリシャ	2
7	アイルランド	5
8	イタリア	716
9	ポルトガル	864
10	ルーマニア	
11	スペイン	27
12	英国	162
13	ブルガリア	
14	クロアチア	

	国名	実績
15	キプロス	
16	チェコ共和国	
17	エストニア	
18	ドイツ	
19	ハンガリー	
20	ラトビア	
21	リトアニア	
22	ルクセンブルク	
23	マルタ	
24	オランダ	
25	スロバキア	
26	スロベニア	
27	スウェーデン	2
28	ポーランド	

最初の仮  
分あり

EU加盟国28カ国。



は実績なし

# 「世界42カ国」で導入済み？

- 世界42カ国のうち、28カ国は、EU加盟国



- EU加盟国28カ国中、**15カ国**では今日まで実績なし。



- EU加盟国の規定は、EU情報社会指令に対応したもののことだが、ここでいうEU情報社会指令は、**2001年**のもの。



- **17年間実績なしの国が15カ国**。これらの国の法令には、**本当に「著作権者等は、アクセスプロバイダに対してブロッキングを求めるとができる」という規定があるのか？**



- 実質的には、「ホスティングプロバイダに対して削除を求めることができる」という規定なのではないか？

# SOPAをスルー？

SOPAの正確な内容については以下↓をご参照

知的財産戦略本部＞検証・評価・企画委員会  
＞インターネット上の海賊版対策に関する検討会議  
＞第7回会合＞資料2  
九州大学 成原准教授

# 米国について概観？

検討会議においては、まずブロッキングに関する制度整備に係る議論の参考情報として諸外国(アメリカ、カナダ、以下略)においてインターネット上の著作権侵害対策として、海賊版コンテンツの削除、(中略)没収等、複数の手法が採用されている状況にあることを概観した。

第5回 事務局資料「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」1頁



米国についても、本検討会議が「概観した」かのような印象を与える。

しかし、米国におけるこの問題のハイライトは、SOPA (Stop Online Piracy Act) をめぐる議論である。

# SOPAとは

## Stop Online Piracy Act (オンライン海賊行為防止法)案

どんな内容の法案か？ たとえば裁判所は、

1. 海賊版の映像や音楽を載せた海外サイトへのアクセスの遮断を、日本でいえばニフティのような接続業者 (ISP) に命令することができる。つまり、「侵害サイト」を米国のユーザーが見られないようにする。
2. 侵害コンテンツがクレジットカードなどで購入されても、サイトへの送金の停止をクレジットカード会社や「ペイパル」のような決済サービスに命令できる。
3. 侵害サイトをネットの検索結果から削除するよう、グーグルなどに命令できる。

福井健策「『ネットの自由』vs.著作権」 12頁

# SOPAとは

この法案は、著作権を侵害している、あるいは著作権侵害を可能にし助長するとして告訴された米国の法的権限管轄区域外にあるウェブサイトに対して、米司法省に裁判所命令を請求する権限を付与するものである。裁判所命令が出た後、アメリカ合衆国司法長官は米国向けのインターネットサービスプロバイダ、広告ネットワーク、及び決済サービス事業者に対し、米国の知的財産権法を侵害していると認められたサイトとの取引禁止を求め、検索エンジンに対しては当該サイトへのリンクを表示することを禁じることが可能となる

[ウィキペディア Stop Online Privacy Act「内容」](#)

海外情報のスロットでは、事務局からの報告はなく、このままだと検討会議が終わってしまうので、ウィキペディアで調査(泣)のうえ報告

# 日本とよく似た議論

タイムズ紙のTechland blogで、ジェリー・ブリトは「もし英国が、自国の裁判所によって有名人のプライバシーを侵害しているということが明らかにされた米国の新聞紙をブラックリストを作ったらと想像したらどうでしょうか？(略)」と書き込んだ。これと同様に民主主義・技術センター(略)は「もしSOPAとPIPAが制定されたならば、米国政府は他国の政府はどのような物であっても重要だと思ふ社会的規範を守るために同様の法律を制定すると覚悟しなければならない。-それが誹謗中傷や公務員への批判、政治的な対立意見を制限するためであつてもだ。」と警告した。

ハーバード大学の憲法の教授であるローレンス・トライブ(英語版)は、ネットでSOPAは「インターネットの中心にあるオープンさや情報交換の自由さを衰えさせる。そしてそれはアメリカ合衆国憲法修正第1条に違反する。」と主張する公開状をインターネット上に掲載した。

ウィキペディア Stop Online Privacy Act 「言論の自由に対する打撃」

# 日本とよく似た議論

AFL-CIOのポール・アルメイダは、「言論の自由はインターネットが無法地帯になることと同等ではない。知的財産を保護することと言論の自由を守ることに矛盾しない。知的財産権を守ることは検閲ではない。憲法修正第1条はトラックから商品を盗むことを保護していない。」という主張で言論の自由は心配するに妥当ではないと反論した。

ウィキペディア Stop Online Privacy Act 「言論の自由に対する打撃」

# SOPAの経緯

---

- 2011年10月26日に下院司法委員会に提案された。上院にも同内容の法案(PIPA)が上がっている。
- ネット企業、消費者団体等が大反対。2012年1月18日には、ブラックアウトによる一斉抗議行動が行われた。
- 同日、ウィキペディアは24時間サービスを停止。
- オバマ政権は、インターネット検閲、技術革新の抑圧、インターネットの安全性低下につながる法案は支持しないと意見表明
- 2012年1月20日、議会は法案の無期延期を発表。

# 事務局の行動 一時系列一

- 第3回会議(2018/07/18)において、文化庁から「諸外国における侵害対策調査」の報告。ここにアメリカの制度・運用に関する記載あり(SOPAの言及はなし)。
- 第3回会議(2018/07/18)において、オーストラリア、韓国のブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。
- 第4回会議(2018/07/25)において、ドイツ、イギリスのブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。**【ここで海外の報告は終了】**
- 第5回会議(2018/08/24)において、**「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」が事務局より提出される。そこにアメリカについて「概観した」の記載あり。**
- 第6回会議(2018/08/30)において、事務局より**「中間とりまとめ骨子(案)」が提出される。**森がSOPAをウィキペディアで調査のうえ報告。

# 事務局の行動 一時系列一

---

- 第6回会議における、森の報告のあと、すでに福井委員がSOPAの報告を事務局に求めていたことが明らかに・・・
- 中間まとめ案では、海外の制度としては、オーストラリア、韓国、イギリス、ドイツ、アメリカ、フランスが紹介されている(6カ国中実施5カ国)。

「3000億円」は本当か

---



# 「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」

平成 30 年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

(別紙)特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理

1 例えば、1. 背景で示した「漫画村」「Anitube」「Miomio」では、それぞれのサイトへの訪問者が、「漫画村」では、約1億6000万人(96%が日本からのアクセス)、  
「Anitube」については、約4600万人(99%が日本からのアクセス)、「Miomio」では、1200万人(80%が日本からのアクセス)になっている(※いずれも2018年2月のデータ)。また、被害額については、流通額ベースの試算で、「漫画村」については約3000億円、「Anitube」では約880億円、「Miomio」では約250億円に上ると推計されている  
(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)による推計)。

# 情報法制研究所による情報開示請求

---

警察庁から出てきた3月29日作成時の原案

インターネット上の海賊版サイト  
に対する緊急対策（案）

平成 30 年 4 月  
犯罪対策閣僚会議

## 3月29日案の記載

### i) 現在の危難:

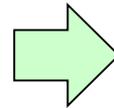
- ・ 今回対象として検討する「特に悪質な海賊版サイト」に関しては、著作権という財産の侵害行為が确实かつ深刻な程度で存在しており、「現在の危難」は現実として存在すると言える。
- ・ 各サイトの訪問者数については、漫画村が約1億6000万人（96%が日本からのアクセス）、Anitubeについては4600万人（99%が日本からのアクセス）、Miomioが1200万人（80%が日本からのアクセス）となっている（いずれも2018年2月のデータ）。被害額については、大手出版社であるA社では、直近年度において数十億円以上、割合にして20%～40%程度の売上減少という甚大な損害を被っている可能性があり、更に、大手電子書店B社及びC社においては、漫画村が登場した昨年8月頃を境として、急激に売上が悪化しており、両書店における被害額は少なくとも総額20億円以上となるとのデータもある。また、漫画村と同様に被害が拡大しているAnitube及びMiomioについても、それぞれ、アニメ制作会社等著作権者の被害額は、約880億、約250億円に上ると推計される。

# 被害額の拡大

- アクセス数は同じ(漫画村約1億6000万人)
- 被害額は3月29日案から大幅に拡大

3月29日

大手出版社A社は、直近年度において数十億円以上、割合にして20%~40%程度の売上減の可能性、大手電子書店B社及びC社の売り上げ減は総額20億円以上となるとのデータも



4月13日

被害額については、流通額ベースの試算で、「漫画村」約3000億円

# 被害額の拡大

---

- 世間がイメージがイメージする「被害額」は、3月29日案の計算方法である売り上げ減少等  

- アクセス数に定額を乗じるのは、世間がイメージする「被害額」とは全く異なる。  

- 「被害額3000億円」というと、産業分野横断的に重要な課題のように見える。

# 主婦連・地婦連の意見

---



# 主婦連・地婦連から共同提出された意見書

私たちは、これまでの「知的財産戦略本部 インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」(以下、「本検討会議」といいます。)における議論(第1回2018年6月22日～第5回同年8月24日)に注目してきました。第1回の検討会議で「ブロッキングありき」ではないという確認が行われたものの、その後、事務局からは、ブロッキングを実施した外国における裁判例や制度のみが紹介され、国内法についても、法制度化に向けた課題のみが議論されてきました。肝心のブロッキングを法制化することの問題点やその適否については、ほとんど何も語られることがありませんでした。結局のところ、本検討会議は「ブロッキングありき」のものであり、そのような検討の進め方には、大きな疑問が残りました。

第6回 長田委員提出資料「海賊版サイトへのブロッキングを可能にする法制度整備に反対します」より抜粋

# 法律論ーブロッキングの法制化は なぜダメか

---



違憲の疑いー内容を工夫してもダメ

---



# 違憲審査基準のあてはめ①

## ■ 違憲審査基準は以下のとおり

アクセス制限(ブロッキング)が合憲といえるのは、①具体的・実質的な立法事実に裏付けられ、②重要な公共的利益の達成を目的として、③目的達成手段が実質的に合理的な関連性を有し、④他に実効的な手段が存在しないか事実上困難な場合に限られ、当該基準を満たす場合にはアクセス制限(ブロッキング)の法制化は合憲であると考えられる。

第1次中間まとめ(案)81頁

- 本検討会議では、他に多数の実現可能な新しい「手段」が検討されており、それらの効果については、評価は分かれるものの、効果をまったく否定する意見は出ていない。

- 少なくとも、他の手段の効果を検証していない現状では、「実効的な手段が存在しないか事実上困難」とは到底言えず、違憲の疑いが強い。

## 違憲審査基準のあてはめ②

- 検討会議の最終回直前には漫画村等が利用していたいわゆるCDN(コンテンツ・デリバリ・ネットワーク)であるクラウドフレア社に対する手続きが成功する報道あり。



- CDNとは、キャッシュ(一時的なデータ)サーバーを設置し、顧客として契約したウェブサーバーの内容を一時的に保存して地理的・ネットワーク的に近い閲覧者に代理で応答するサービス。媒介行為に過ぎないため、法的責任の追及には疑問があるとされていた。



- 10月9日、東京地裁において、クラウドフレア社に対する削除・発信者情報開示の仮処分決定(肖像権侵害)。
- 10月11日、米国でクラウドフレア社に民事訴訟を提起し、ディスクバリーを利用して決済情報を取得、漫画村の運営者を特定したとの報道。

## 違憲審査基準のあてはめ③

アクセス制限(ブロッキング)が合憲といえるのは、①具体的・実質的な立法事実に裏付けられ、②重要な公共的利益の達成を目的として、③目的達成手段が実質的に合理的な関連性を有し、④他に実効的な手段が存在しないか事実上困難な場合に限り、当該基準を満たす場合にはアクセス制限(ブロッキング)の法制化は合憲であると考えられる。

第1次中間まとめ(案)81頁

- 「**具体的・実質的な立法事実**」については、海賊版サイトによって生じた被害額(※)や「**世界42カ国で導入されている**」などの点について、重大な疑問があるため、この点からも違憲の疑いが強い。
- 以上のとおり、違憲の疑いは、法制度の中身とは無関係にも生じるものであるから、法制度の工夫によって違憲の疑いを回避できない。
- 違憲の疑いが払しょくできるまで、具体的な法制度の検討に進むべきではないのでは。

※4月13日の緊急対策で示された別紙「特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理」内のCODA推計の被害額(漫画村約3000億円、Anitube約880億円、Miomio約250億円)

# NTT脅迫電報事件

---



# NTT脅迫電報事件

## <事案>

多重債務者である原告らが、ヤミ金融業者から脅迫電報を送りつけられたことについて、被告NTT各社には、脅迫電報を差し止めるべき義務があったのにこれを怠ったとして、不法行為に基づく慰謝料の支払いを求めた事件

## <判決>

原審：請求棄却　控訴審：控訴棄却

大阪地裁平成16年7月7日判決

大阪高裁平成17年6月3日判決

ブロッキングも同じでは？

地裁判決は、脅迫電報の差し止めについて、以下のように述べる。

- ① 公共的通信事業者としての職務の性質からして許されない違法な行為である。
- ② 電気通信事業者の提供する役務の内容として予定されているのは、あくまでも物理的な通信伝達の媒体ないし手段として、発信者から発信された通信内容をそのまま受信者に伝達することである。
- ③ ある電報が犯罪的な内容であるか否かを把握するためには、全電報を審査の対象としなければならず、結局、圧倒的に多数のその他の電報利用者の通信の秘密を侵害することになり、このことによる社会的な悪影響はきわめて重大である。
- ④ 通信の内容が逐一吟味されるものとする、萎縮効果をもたらし、自由な表現活動ないし情報の流通が阻害される。

# NTT脅迫電報事件

- ある電報が**犯罪的な内容**であるか否かを把握するためには、
- 全電報を審査の対象としなければならず、
- 結局、圧倒的に多数のその他の電報利用者の通信の秘密を侵害することになり、
- このことによる社会的な悪影響はきわめて重大である。(以上③)
- 公共的通信事業者としての職務の性質からして許されない違法な行為である(①)



- ある**インターネットアクセス**が**違法サイト**に対するものであるか否かを把握するためには、
- 全アクセスを審査の対象としなければならず、
- 結局、圧倒的に多数のその他のISP利用者の通信の秘密を侵害することになり、
- このことによる社会的な悪影響はきわめて重大である。
- 公共的通信事業者としての職務の性質からして許されない違法な行為である

裁判所は、電気通信事業者がブロッキングをすることはよくないと考えている。

# NTT脅迫電報事件

---

## 裁判の争点

電気通信事業者には、違法な電報を止める義務があるか？

## 裁判所のこたえ

電気通信事業者は、違法な電報を止めてはいけない



だから、止める義務はない

# 裁判所の価値判断

---

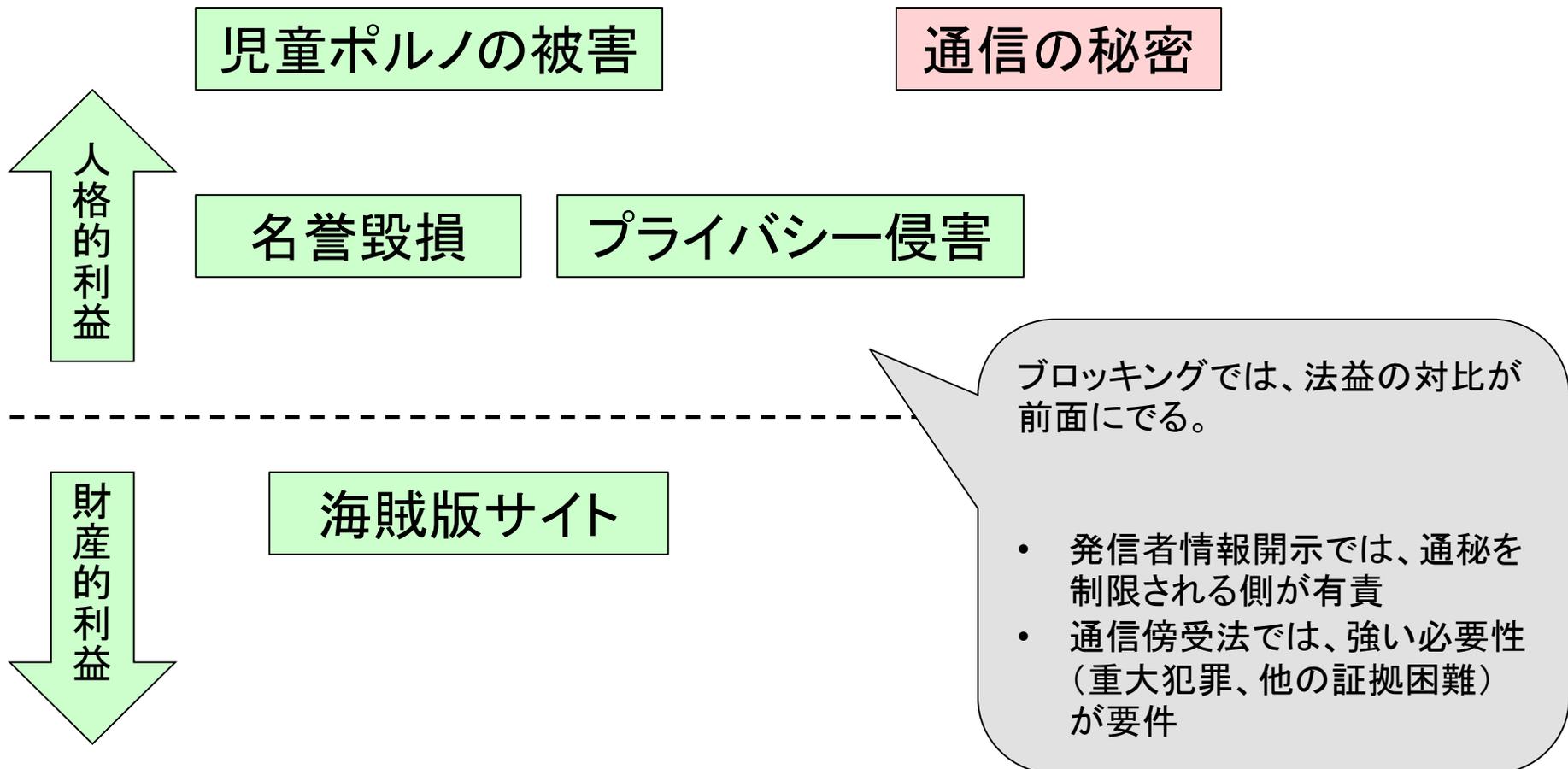
- 法律を作ってブロッキングすれば、適法にブロッキングを実施できる。
- しかし法律を作れば、ブロッキングが正しいことになるわけではない。正しいことであるという確認ができてから、法律を作るべき。
- 本件における裁判所の価値判断をどう考えるか？

# 法益の比較と ブロッキングの拡大

---



# 法益の比較ーブロッキング不可



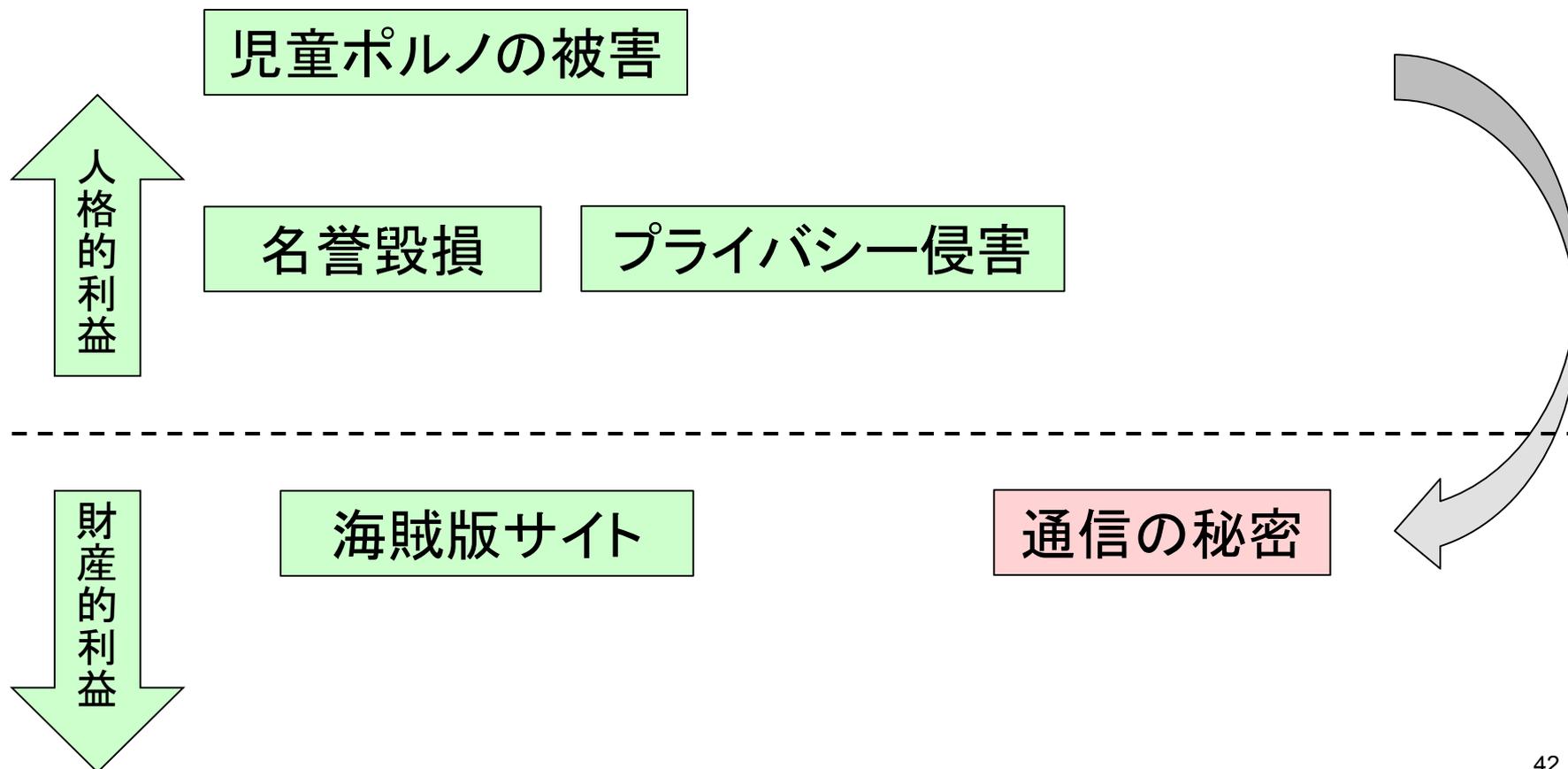
# 児ポのときの緊急避難の要件論

## —法益権衡—と同じこと

一般的な名誉毀損やプライバシーなどの法益侵害がある場合にも、人格的利益の侵害という点で共通する面があるとしても、児童という本来性欲の対象とされるべきでない対象の問題である児童ポルノの事案とは、現在の危難ないし法益の権衡の点でやはり根本的に異なると解される。

さらに、**著作権侵害との関係では**、著作権という財産に対する現在の危難が認められる可能性はあるものの、児童ポルノと同様に当該サイトを閲覧され得る状態に置かれることによって直ちに重大かつ深刻な人格権侵害の蓋然性を生じるとは言い難いこと、**補充性との関係でも**、基本的に**削除(差止め請求)**や**検挙の可能性があり**、削除までの間に生じる損害も損害賠償によって填補可能であること、**法益権衡の要件との関係でも財産権であり被害回復の可能性のある著作権を一度インターネット上で流通すれば被害回復が不可能となる児童の権利等と同様に考えることはできないこと**などから、本構成を応用することは不可能である。

# 法益の比較ーブロッキング可



## プロ責弁護士の見書

---

万が一にも、ブロッキングが法制化されるのであれば、(中略)名誉毀損やプライバシー侵害などの権利侵害の救済についても、ブロッキングが認められることを期待します。

勉強会提出資料 「ブロッキング問題に関する見書」より

# 情報法制研究会シンポジウムでの 消費者団体の意見

ブロッキングまで含めた対策が検討されている著作権侵害がうらやましいです… 詐欺サイトによる被害は、決して著作権侵害に劣るようなものではありません。

ECネットワーク 沢田登志子理事のご発言より

# ブロッキングの拡大のおそれ

---

- ブロッキングの法制化により、通信の秘密の位置づけが下がると、他の分野のさまざまな違法情報の救済も、ブロッキングでやりなさい、ということになる。



- さまざまな対象リストとの照合が行われて、網羅的なインターネットアクセスの監視が行われるようになる。

# 海外の制度との比較

---

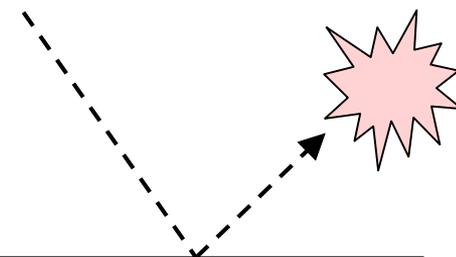
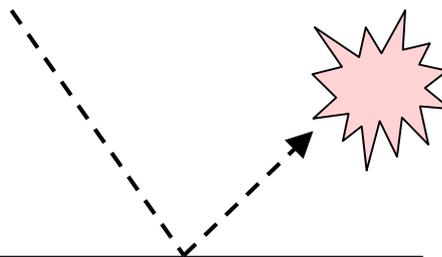
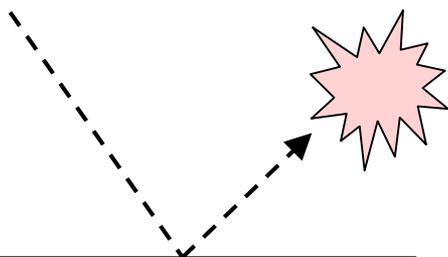


# 海外の制度との比較

日本

EU

米国



通信の秘密

プライバシー

表現の自由

インターネット  
の自由

インターネット  
の自由

インターネット  
の自由

インターネット上で不当な監視を受けない利益を守る方法は国によって異なる。

# GDPR (EU) と個人情報保護法 (日)

## EU

- 日本でいうところの個人情報でなくとも保護の対象になる。
- ウェブサイトの閲覧履歴などは、クッキーにのみ紐づいた状態でも保護の対象

## 日本

- 個人情報でなければ保護されない。
- ウェブサイトの閲覧履歴などは、クッキーにのみ紐づいた状態では、保護の対象とならず、氏名等と結びついて初めて保護の対象
- 他方で、通信の秘密の保護対象は、個人情報に限定されない。

# 海外の法制度との比較

通信の秘密

インターネット  
の自由

- 「ドイツでやってるから日本でも大丈夫」は誤り。
  - プライバシーや表現の自由について、外国と同じ強度の制度がなく、通信の秘密に依存している面がある。
- ↓
- 通信の秘密を外すと、現代的な憲法が保障する価値が損なわれる事態が容易に生じうる。

表現と人権が守られ、誰もが安全に安心して利用できることが、インターネットの自由の柱です。どう実現するかを進め方は国によって異なります。表現の自由が大事にされる米国では表現の自由を土台に、プライバシー保護が重要視されるドイツではそれを土台にする形で、それぞれ実現に努めてきました。その点、表現の自由やプライバシーの基盤がそれほど強くない日本では、憲法の「通信の秘密」規定が数少ない土台になってきた経緯があります。この規定を軽視すべきではありません。

朝日新聞DIGITAL2018年9月7日「(耕論)サイト遮断と言うけど 赤松健さん、宍戸常寿さん、別所直哉さん」より  
宍戸委員の意見

# 検討会議 最終回のこと

---

法制化の賛否と中間まとめの作成について鋭く対立

## 反対派 共同意見書

- 共同意見書は9名の連名。委員は、20名のうち2名は共同座長。

### 共同意見書のポイント

- 法制化には違憲の疑いがある
  - 法制化を棚上げすべきである
  - ↑これらを検討会議全体の結論として書くことを求める
- 前提として、第8回会合で、推進派側の一部法律家委員からも、「違憲の疑いはあるのでは」「棚上げもやむを得ない」のでは、との意見が出ていた。

# 中間まとめ、報告書をめぐるとの争い

---

推進派

そういわれても賛成できない、両論併記の中間まとめを出す。



反対派

両論併記のとりまとめは法制化が進むので拒否。



推進派

では、まとまらなかったという報告書のみを出す。



反対派

それでも法制化が進むので拒否。



# 提案された無期限延期案

推進派  
側委員

本検討会を無期限で延期し、その間に他の手段の実効性を検討すればいいのでは？



反対派

賛成。



推進派

反対。



結局、検討会議の資料としては、議事録のみを残すことに

ご清聴ありがとうございました

---